

6 農振第2907号

令和7年3月24日

東北農政局
関東農政局
北陸農政局

農村振興部長 殿

農村振興局鳥獣対策・農村環境課長

野生鳥獣の肉類の出荷制限の解除条件の考え方について

野生鳥獣の肉類に係る出荷制限解除にあたっては「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に基づく検査等を実施する必要があり、その解除条件の考え方について、厚生労働省とも協議のうえ、令和5年9月に別添（参考資料）のとおり取りまとめ、提示したところです。

今般、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な解除条件の考え方について、出荷制限が設定されている地方公共団体に令和6年度中に通知する」とされたため、出荷制限の解除条件について、関係府省とも協議のうえ、改めて別紙のとおり基本的な考え方を取りまとめたので貴職から貴局管内対象県に対し通知願います。

なお、本内容については、現状の科学的知見等を前提として取りまとめたものであり、個々の解除案件に係る現地の状況を踏まえた検討が必要になることや、今後の状況に応じて内容を見直す場合があることを申し添えます。

野生鳥獣肉の出荷制限の解除条件の考え方

野生鳥獣の肉類に係る出荷制限解除（以下「解除」という。）については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）において、移動性、管理の困難性を考慮して検体数を増加し、放射性物質の検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査すること等が定められているほか、解除する区域については県域を原則とする一方、県内の一部地域で解除条件を満たす場合は、市町村など地理的範囲が明確になる単位で解除することができることとされている。

その具体的な運用については次の方法によることを基本とし、対象となる野生鳥獣の生息地など、地域の状況も十分踏まえ、適切に実施を図るものとする。

1 一部解除の実施

県又は市町村単位の解除に向けて、適切な管理や検査体制を定めた出荷・検査方針を県が策定したうえで全頭検査を行い、結果が基準値を下回ったもののみを出荷する体制を構築する必要がある。

2 解除の考え方

解除を目指す品目（野生鳥獣の肉類の場合は鳥獣の種類毎とする。以下「対象品目」という。）について、一部解除後、放射性物質濃度が解除しようとする区域全域にわたる生息地において、安定して低水準（基準値の概ね2分の1以下）であること及び低下傾向にあることを確認するため、次の方法により検査を実施するものとする。

（1）解除する区域

県域を原則とする。ただし、地形や生息実態、空間線量から一体性が認められる場合には、農林水産省に相談の上、複数の市町村等を一区域として設定することができる。

（2）検体の採取場所

野生鳥獣の移動性を考慮し、解除しようとする県、市町村等（以下「解除区域」という。）に加えて、解除区域の外縁から周囲10km圏内の地域を対象とする。解除区域全体での水準を確認するため、解除区域及び外縁から周囲10km圏内全域にわたる生息地からまんべんなく採取するよう努める。

（3）検査期間

一部解除後3年間を目安に、（2）の採取場所において採取した検体の検査を実施する。なお、検査の結果、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に示された解除の条件を満たすと判断できない場合は継続して検査を実施する。

（4）検体数

移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して解除区域及び外縁から周囲10km圏内で十分な検体数を確保し、統計学的な分析（95%の信頼水準で違反率5%の違反

を検出可能) を行うために必要な60検体を目標とする。

(5) 分析方法

原則としてゲルマニウム (Ge) 半導体検出器により対象品目の放射性セシウム濃度を測定する。なお、NaI シンチレーション検出器等、厚生労働省が定める試験法による検査結果が活用できると考えられる場合は、当該測定値を整理し活用する。

(6) 測定値の整理及び確認

測定値を整理し、農林水産省を窓口として関係府省と相談しながら、安定して低水準（基準値の概ね2分の1以下）であること及び低下傾向にあることを確認する。この場合、一部解除後に出荷・検査方針に基づいて行う全頭検査及び県が策定する検査計画に基づき行うモニタリング検査の測定値を活用することができる。

なお、解除区域周辺の生息状況から60検体を確保することが困難な場合、検査結果からデータ分布の正規性（対数正規分布）を確認し、検体数、95パーセンタイル値及び標準偏差から、データ分布の95パーセンタイル値が95%以上の確率で100Bq/kgを超えないことを推定する。

3 解除後の出荷管理

解除後も出荷される野生鳥獣肉の安全性を確保するためには、県や市町村、食肉処理施設が連携して適切に出荷管理を行うことが重要であることから、具体的には以下の点に留意するとともに、農林水産省を窓口として関係府省と相談しながら、あらかじめ体制を整備する。

(1) 解除後のモニタリング検査の実施

解除後、季節変動、捕獲期間等を考慮して概ね1年間は月1検体以上の定期検査を行い、基準値以下であることを確認する。概ね1年間継続して2の検査に準じて放射性物質濃度が安定して低水準（基準値の概ね2分の1以下）であること及び低下傾向であることを確認できた場合、検査頻度を下げることができる。

なお、狩猟期開始時など地域の捕獲数に準じて、モニタリング検査の検体数を増やすものとする。

また、過去の検査において基準値の2分の1を超えた地点あるいは検査を実施していない地点で捕獲された個体を出荷する場合は1検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

(2) 管理台帳の記録

解除地域で捕獲された対象品目を受け入れる食肉処理施設は、市町村と連携し、捕獲者、捕獲場所、放射性物質の検査結果、出荷先等を記載した台帳を作成するとともに、解体処理したと体又は部位ごとに管理番号を付ける等、捕獲、解体処理、出荷の記録を紐づけできるよう記載する。

(3) 解除後の検査により基準値を超過する結果が判明した場合の対応

基準値を超える検査結果が判明した場合は、速やかに関係機関に連絡し、基準値を超過した原因について調査するとともに検査を強化する。また基準値を超えた個体の肉等は確実に廃棄する。

(以上)